

介護職員等処遇改善加算の算定に係る「職場環境等要件」について

区分	内容	具体的な取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組み等の明確化	法人の理念やケア方針を社内研修時に伝える取り組みを行う。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	年2回上司との面談を実施。
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人可の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	全員がいつでも確認できるスケジュール表を事務所内に設置し、有給の取得状況を可視化している。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	各種事故やトラブルへの対応マニュアルを専用フォルダにまとめて事務所内の棚に常時保管している。
生産性向上のための取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	情報共有は専用のアプリを使用し実施している。
	介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が必要なもの。）情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	介護ソフト、情報端末を導入している。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	ミーティングの後に職場の環境を更に良くする案を出し合う事を議題に入れている。

訪問看護ステーション望満